　　輸血関連情報カードについて（医師向け）

このカードは輸血療法を実施する際に注意すべき点を複数の施設間で情報共有するための　ものです。下記の条件に当てはまる患者を対象に発行されています。

①溶血性輸血副作用の原因となる不規則抗体を保有している場合

②分子標的薬など、輸血検査に影響を及ぼす薬剤投与が行われている場合

③造血幹細胞移植後、臓器移植後の患者など、ABO 血液型の判定が困難になる可能性があ る場合

①について

不規則抗体を保有した経験のある患者は、輸血療法を実施する時点での検査結果が陰性で　　あっても免疫が記憶されており、遅発型の溶血性副反応を発生することがあります。　そのためカードに記載されたこれらの情報が他施設でも共有されることで輸血副反応の防止に役立ちます。

②と③について

治療による影響から検査結果の判定が困難になる場合があります。カードに記載された情報を他施設と共有することにより、輸血療法の開始が遅延するなどの患者様の不利益を回避することができます

【医師へのお願い】

・患者様にカードが発行された理由を別紙の資料に沿ってご説明ください。←施設により削除可能

※検査技師からの説明を希望される場合は内線○○までご連絡下さい」←施設により削除可能

・患者様に他の医療施設で診療を受ける際にはカードを提示するようお伝えください。

・患者様を他施設に紹介される際は可能な限り「診療情報提供書」に輸血関連情報をご提供ください。

・当該患者様は輸血検査に時間を要するため、時間に余裕をもって輸血検査の依頼をしてください。